

# 平成30年度 第1回北海道自立支援協議会 議事録

開催日時：平成30年6月6日（水）10：00～11：15  
開催場所：道庁別館10階 労働委員会会議室

## 1 開会

（障がい者保健福祉課制度グループ 岩佐主幹）  
平成30年度第1回自立支援協議会を開催いたします。本日はたいへん忙しい中ご出席いただきまして、厚くお礼申し上げます。私は障がい者保健福祉課主幹の岩佐でございます。議事に入るまでの間、進行を務めさせていただきますのでよろしくお願ひいたします。  
それでは開催にあたりまして、障がい者保健福祉課長の東から御挨拶申し上げます。

## 開会挨拶

（障がい者保健福祉課 東課長）  
おはようございます。障がい者保健福祉課長の東でございます。本日はたいへんお忙しい中、本協議会に御出席をいただきまして、誠にありがとうございます。委員の皆様には、日頃から障がい福祉施策の推進のため、いろいろと御尽力をいただいておりますことにお礼を申し上げたいと思います。

さて、本年4月に第5期の北海道障がい福祉計画というものがスタートしておりまして、道では32年まで目標の達成に向けて、さまざまな取組を進めてまいりところでございます。

昨年度のこの5期の計画の策定にあたりましては、委員の皆様をはじめとして各部会においても、検討に際しまさざまな御意見をいただきなど、たいへん御協力をいただきましたことに改めて感謝を申し上げたいと思います。

さて、本日の協議についてでございますが、まずは報告事項といたしまして、この4月から施行されております北海道障がい者の意思疎通の総合的な支援に関する条例、および北海道言語としての手話の認識の普及等に関する条例につきまして、取組等で御報告をさせていただくこととしております。

また、協議事項といたしましては、地域づくりガイドラインに係る見直しについてであります。この本会の部会であります地域づくりコーディネーター部会というものを、本日の会議に先駆けて、5月に検討部会として開催をさせていただいております。その部会で頂きました御意見を踏まえて、本日は事務局案をお示ししてご協議をお願いしたいと考えております。

障がいのある方々にとっての暮らしやすい地域づくりが推進されるよう、使いやすく、分かりやすいガイドラインにしてまいりたいと考えてございますので、大久保会長はじめ委員の皆様方におかれましては、忌憚のない御意見をお寄せいただきますようよろしくお願ひいたします。簡単ではございますが、開催にあたっての挨拶とさせていただきます。本日はよろしくお願ひいたします。

(障がい者保健福祉課制度グループ 岩佐主幹)

それでは議事に入ります前に、本日の配付資料について確認させていただきます。

まず、次第と名簿がありまして、資料1、資料2、資料3、資料4、資料5、横の資料の資料6です。で、番号ふつてないですね、1枚物の資料があります。あとは資料7、参考資料としまして参考資料の1と参考資料の2と3、最後に、地域づくりガイドラインの本体をつけております。もし不足等ございましたら事務局の方までお持ちください。

続きまして、3名の委員の方が今回交代されましたので、ご紹介申し上げます。

北海道岩見沢高等養護学校の上林委員が退任されまして、その後任として就任していました、北海道札幌伏見支援学校校長の山下委員です。

(山下委員)

どうぞよろしくお願ひします。

(障がい者保健福祉課制度グループ 岩佐主幹)

続きまして、社会福祉法人北海道社会福祉協議会事務局次長の中村委員が退任され、その後任として就任していただきました、社会福祉法人北海道社会福祉協議会生活支援部長兼権利擁護担当部長の忍関委員です。

(忍関委員)

忍関と申します。よろしくお願ひします

(障がい者保健福祉課制度グループ 岩佐主幹)

続きまして、北海道心身障害者総合相談所の森委員が退任されまして、その後任として就任していただきました、北海道心身障害者総合相談所所長の市川委員でございます。

(市川委員)

総合相談所の市川です。どうぞよろしくお願ひします。

(障がい者保健福祉課制度グループ 岩佐主幹)

それでは、昨年度から継続して委員として就任していただいておりますが、年度初めの協議会ということで順番に委員をご紹介させていただきます。  
社会福祉法人あむ南9条通りサポートセンター所長の大久保会長でございます。

(大久保会長)

大久保です。よろしくお願ひします。

(障がい者保健福祉課制度グループ 岩佐主幹)

特定非営利活動法人夢の樹オホーツク理事長小瀬委員でございます。

(小瀬委員)

よろしくお願ひいたします。

(障がい者保健福祉課制度グループ 岩佐主幹)

社会福祉法人鉄路のぞみ協会高谷委員でございます。

(高谷委員)

高谷でございます。よろしくお願ひいたします。

(障がい者保健福祉課制度グループ 岩佐主幹)

北星学園大学社会福祉学部福祉臨床学科教授の永井委員でございます。

(永井委員)

よろしくお願ひします。

(障がい者保健福祉課制度グループ 岩佐主幹)

札幌市保健福祉局 障がい保健福祉部 障がい福祉課企画調整担当課長の中田委員でございます。

(中田委員)

中田でございます。よろしくお願ひします。

(障がい者保健福祉課制度グループ 岩佐主幹)

社会福祉法人N I K O R I 総括施設長の山崎委員でございます。

(山崎委員)

よろしくお願ひします。

(障がい者保健福祉課制度グループ 岩佐主幹)

なお、石川委員、小野委員、片山委員、我妻委員につきましては、本日欠席ということでご報告をいただいておりますので、よろしくお願ひします。

次は、事務局職員をご紹介させていただきます。

挨拶していただきました東課長でございます。

(障がい者保健福祉課 東課長)

東です。よろしくお願ひいたします。

(障がい者保健福祉課制度グループ 岩佐主幹)  
障がい者保健福祉課社会参加グループ加藤主幹でございます。

(障がい者保健福祉課社会参加グループ 加藤主幹)  
加藤です。よろしくお願ひいたします。

(障がい者保健福祉課制度グループ 岩佐主幹)  
同じく、障がい者保健福祉課制度グループの三田地主査でございます。

(障がい者保健福祉課制度グループ 三田地主査)  
三田地です。どうぞよろしくお願ひします。

(障がい者保健福祉課制度グループ 岩佐主幹)  
障がい者保健福祉課精神保健グループの杉浦主事でございます。

(障がい者保健福祉課精神保健グループ 杉浦主事)  
杉浦です。よろしくお願ひします。

(障がい者保健福祉課制度グループ 岩佐主幹)  
障がい者保健福祉課制度グループの佐藤主事でございます。

(障がい者保健福祉課制度グループ 佐藤主事)  
佐藤です。よろしくお願ひいたします。

(障がい者保健福祉課制度グループ 岩佐主幹)  
では議事に入りたいと思いますので、大久保会長よろしくお願ひいたします。

## 2 議事 【協議事項】

(1) 北海道障がい者の意思疎通の総合的な支援に関する条例及び北海道言語としての手話の認識の普及等に関する条例について

(大久保会長)  
おおくぼ まこと  
大久保と申します。よろしくお願ひいたします。私は普段は、札幌市の中央区で相談の方を受け付けています。この協議会は年に数回でそれほど多くないですけれど、とても重要な会議だと思いますので、是非いろんな協議をやっていければと思います。

さくねんど おも けいかく はなし  
昨年度は主に計画の話でしたけれども、今年度は地域づくりガイドラインの話になるかと思います。どうぞよろしくお願ひいたします。

さいしょ ほうこくじこう  
それでは最初に、報告事項として「北海道障がい者の意思疎通の総合的な支援に関する条例」ということと「北海道言語としての手話の認識の普及等に関する条例」について、

じむきょく ほう ねが します。  
事務局の方からお願ひします。

(障がい者保健福祉課社会参加グループ 加藤主幹)

それでは、私の方から資料の1から5に従いまして、2つの条例についてご説明させていただきます。座って説明させていただきます。

まず条例の内容についてご説明する前に、これまでの検討経過におきまして若干さわりをご説明させていただきたいと思います。

28年の2月5日に、北海道障がい者施策推進審議会の下に意思疎通支援部会を設置いたしまして、議論を開始させていただきました。この間、部会が9回、意思疎通支援部会の下に置かれました手話調査会と意思疎通支援調査会を7回、延べ16回議論を重ねてまいりまして、一定の方向性をつかめたところでございます。

条例は障がいのある方の意思疎通の支援について広く規定いたしました、いわゆる、私も「いしそつうしょんじょうれい」と呼んでおりますけども、そちらと、手話が言語であるというところに特化した条例であります、私ども省略形では「道の手話言語条例」と呼んでおりますが、この二つの条例となりました。

意思疎通支援部会で意見集約し、たいへん回数を重ねて丁寧にご議論頂いたんですけども、この中で一番議論の中心論点になったところが、手話の部分を別な条例にするか、それとも全てを一つの条例にするかというところでございますが、二つの条例の仕切りといたしましては、意思疎通支援条例の方が、手話を含めた障がいのある方の意思疎通全般を規定する、というところです。で、手話が、意思疎通が日本語ベースとして行われてるのに対して、手話が独自の言語体系を持っているというところを規定しました手話言語条例だけ、その部分を別にして二つの条例をセットで提案させていただくということで、意見の集約をみたところでございます。

3月20日の第1回定例道議会で可決いただきまして、4月1日から施行されております。

それでは資料1、まず意思疎通支援条例の概要についてご説明させていただきます。

まず、条例の必要性や背景でございますが、障がいのある方の意思疎通手段につきましてはその障がいの特性に応じて多様であり、これらの手段を使用し、障がいのある方が意思疎通を円滑に行うために必要なこととして、周囲の人々の適切な配慮、意思疎通のための機器、意思疎通支援者などが必要とされているところでございますが、これらが、人々の理解が進んでいない、もしくは環境が、整備が不十分であるというところを前提として、条例制定が必要であるという形になっておりまして、この目的を受けて、条例の主旨といたしますと、障がいの有無にかかわらず、全ての道民の皆様が共生する暮らしやすい社会の実現に資するよう、意思疎通の支援に関する基本理念を定める条例であると共に、道の責務及び道民の皆様の役割を明らかにするとともに、道の施策の基本となる事項を定めることにより、障がいのある方の意思疎通の支援に対する施策を総合的に推進する条例となっているのでございます。

2の「条例の内容」でございますが、2章立てになっておりまして、(1) 第1章が総則といたしまして9条ございます。次は条例の目的といたしまして、障がいの有無に

かかずすべどうみんきょうせいくしゃかいじつけんめざ  
関わらず全ての道民が共生して暮らしやすい社会の実現を目指していく、ということです。  
りねんしょうかたいしそつうしょんじょくいわいぜんぶんしりょう  
理念といたしまして、障がいのある方の意思疎通の支援は、障がい者が多様な意思疎通  
しゅだんしょえんかついしそつうおこなしょとくせいおうそうごうできすいしん  
手段を使用し円滑に意思疎通を行えるよう、障がいの特性に応じ総合的に推進すること、  
といふ風になっております。

しおうじょうぶんらん  
ここで資料3の条文をご覧いただきたいのですが、この意思疎通支援条例の前文が資料  
3の1ページにございます。この前文というは必ずしも条例に必要不可欠なものではない  
じょうわいもくできのものちあきりねんきさい  
のですが、条例の目的とかを後々まで明らかにするために理念とかを記載することにな  
っておりまして、この前文の部分の3行目から、障がいのある方の意思疎通のために使用  
しゅだんとくせいおうさまざまもの  
する手段といたしまして、特性に応じて様々な物があることをできるだけたくさん書き込  
ことかききれない部分ですか、今後いろいろな機械の  
しんぼとうどうもので進歩等々によっていろんな物が出てくるのかもしれません、私もここで、障がいの特性  
おういしでんたつしゅだんことうた  
に応じいろいろな意思伝達手段があるという事を謳いたかったものでございます。

おおかたし  
これらが、多くの方に知られるような条例になればいいな、ということで考えていると  
ころでございます。

がいようほうもど  
概要の方に戻らせていただきまして、道、道民の皆様、障がいのある方の各主体の責務  
やくわりめいかくか  
と役割を明確化させていただきました。市町村との連携についても、条文に盛り込んだ所  
でございます。

だいしょうだいじょうだいじょうじょうだいじょうだい  
第2章は第10条から第16条までの7条立てでございまして、施策の基本方針です  
ほかいどうしようしゃしさくすいしんしんきかいごいけんいただす  
とか、北海道障がい者施策推進審議会の御意見を頂きながら進めていくということ、あと  
たよういしそつうしゅだんどうみんみなさま  
多様な意思疎通手段があることについて、道民の皆様にまずわかっていただくことがたい  
じゅうようじゅし  
へん重要であるという主旨、それには、特性に応じました多様な意思疎通手段を確保して、  
つかかんきょうせいひ  
それを使いやすい環境を整備していくという考え方、あるいは、障がいの特性に応じた  
たよういしそつうしゅだんかつとうじょうほうほじょうすいしん  
多様な意思疎通手段を活用した情報保障の推進、それから意思疎通支援をしていただきま  
ようやくひつきしゃしゅわつうやくしゃとうようせいはけんすいしんおこな  
す要約筆記者、手話通訳者等々の要請や派遣の推進を行う、あと努力義務でございますが、  
さいせいじょうそちふうつく  
財政上の措置、という風な作りになっているところでございます。

つぎりょう  
次に資料2でございますが、北海道言語としての手話の認識の普及等に関する条例の  
ないようらん  
内容をご覧ください。

せいていはいいけい  
こちらの制定の背景でございますが、平成23年度の障害者基本法の改正や、平成26  
ねんどしうがいしゃけんりかんじょうれいひじゅんにほんしゅわ  
年度の障害者の権利に関する条例を批准いたしましたことによりまして、日本でも手話が  
げんごめいかくいちづ  
言語として明確に位置付けられたものの、手話が日本語とは異なる独自の体系を持つ言語  
であることについては、未だに広く道民の皆様のご理解を得られていないことから、また、  
ちようかくじょうしゃにゆうようじきかぞくなどともしゅわしゅうとくきかいとぼ  
聴覚障がい者が乳幼児期からその家族等と共に手話を習得する機会が乏しいなど、  
つかかんきょうせいひ  
使いやすい環境整備がまだなされていないという風な状況を認識した上で、条例制定が  
ひつよう必要であるとなっております。

かんがのかたうじょうれい  
その考え方を受けまして条例には、手話を使いやすい社会の実現に資するよう、広く  
どうみんたいしゅわげんごにんしきふきゅうちょうかくじょうしゃなどしゅわしゅうとく  
道民に対し手話が言語であるという認識を普及させ、聴覚障がい者等が手話を修得する  
きかいかくほひつようじこうさだ  
機会を確保するための必要な事項を定めることとされております。これによりまして、言語  
としての手話の認識の普及等に関する施策を推進するという風になっております。

つぎ  
次に「2 条例の内容」でございますが、こちらは章立てがなく6条構成となってお

ります。

第1条では、目的といたしまして、言語としての手話の認識の普及等に関する施策を推進し、手話を使いやすい社会を実現する。第2条で、手話が言語であるとの認識の普及を図っていく、となっています。これにつきまして、道民の理解を得ることに、これを尊重して頂く事になります。

(3) 第4条でございますが、手話を修得する機会の確保といたしまして、聴覚障がいのある方が乳幼児期からその家族等とともに手話を修得する機会を確保していくとともに、聴覚障がいのある方が在席する学校や勤務する事業所において、手話を修得する機会の確保を図るための支援を図っていくという考え方が示されております。

こちらの条例は4月1日から施行されまして、私どもこれに向けてパネル展を開催したり、これからフォーラムの開催等も検討しているところでございます。また、道政番組等で取り上げてもらう事も企画しているところでございます。

条文につきましては、資料3・4をご覧いただければと思います。

ここから、資料5の説明をさせていただきます。資料5の「障がいのある方に配慮した情報保障等の取組例」をご覧いただきたいと思います。こちらは二つの条例の施行を受けまして、特に、この意思疎通支援条例の方で障がいのある方に対する情報保障、つまり障がいのない方と同等の情報が入手できるような取組をより一層進めることとしておりまして、昨年4月に施行されました障害者差別解消法でも、障がいのある方々へのこうした合理的配慮が行政機関に義務づけられているところでございます。このため私ども道庁といたしましても、これらの取組を加速化していく必要があると考えているところでございます。

このため、道のいろいろな職場、現場における窓口での応接ですか、各種会議、イベントの際に、道の仕事を進める際のさまざまな場面での対応例をガイドラインといたしまして、私ども社会参加グループの方で中心となりまして、障がい者施策推進審議会、意意思疎通支援部会のご意見も頂きながら、平成30年度に作成し府内に周知したいと考えているところでございますが、これに先立ちまして当面の取組といたしまして、こちらの冊子を各部に、道の各部に周知いたしまして、まずは第一歩を踏み込んでいこう、踏み出していくう、と、そういう感じでございます。

取組の具体例でございますが、2ページの(3)にあります通り、私ども道庁の仕事を進めていく中でも、障がいの特性に応じた配慮を進めていくということで、見えにくさに応じて聞く事で内容が理解できるようにする事や、拡大文字、点字などを利用する、また聞こえにくさに応じて手話通訳や要約筆記等を利用するなど、私ども道庁は今言ったような情報提供の定型について取組を図る、としております。

3ページでございますが、イベントの開催ですかリーフレット作成の際の具体的な留意点を示させていただいているものでございまして、例えば、聴覚障がいの方が参加するイベントにおきましては、手話通訳者を配置したり、挨拶の際自己紹介を自ら手話で行うなどの取組例を示しているものでございます。

道庁では各部ございまして、福祉とあまり接点のない職場もございますので、この件にに関して相談がある場合は、私どものグループで確認をしてサポートさせていただきたいと

を考えているところでございます。また、情報保障につきまして、職員の手話の研修等もスタートした所でございます。

道としてはこのような当面の取組を進めまして、一つは道庁自体の情報保障を進めていくということが一つ大事なのと、道庁自体が多様な意思疎通手段による情報提供に取り組んでいくことによりまして、これが道民の皆様に、障がいの特性に応じていろいろな意思疎通手段があるということを周知することにも繋がっていくと思いますので、これらの取組を進めていきたいと考えているところでございます。

私の方から説明、以上でございます。

(大久保会長)

はい、ありがとうございました。意思疎通支援条例と手話言語条例とそれを踏まえて道庁自身で取り組んでらっしゃる事についてご説明いただきました。委員の皆様の中からご意見、ご質問ある方はいらっしゃいますか。何かありませんか。

質問なんですが、都道府県単位でこのような条例を作っていく事にどのような意味があるのでしょうか。

(障がい者保健福祉課社会参加グループ 加藤主幹)

現在、手話が言語であるという条例につきまして、あるいは意思疎通支援条例については、それぞれ単独で持っている県が多いのですが、二つの条例を同時に提案して可決いただいたのは、北海道が初めてになります。

(大久保会長)

手話だけ特化したのは割といくつかあるのでしょうか。

(障がい者保健福祉課社会参加グループ 加藤主幹)

そうですね。割といくつかあります。

(大久保会長)

ですか。市町村の取り組みはどんな感じなんですか？

(障がい者保健福祉課社会参加グループ 加藤主幹)

首長のお考えによりますと、手話言語条例を持つことになる所と、意思疎通について条例をお作りになる所と様々ではございますが、数的には手話の方が若干多い気がしております。

札幌市の障害福祉課さんとは情報や連絡を密にさせていただきまして、いろいろ参考になるお話を頂きました。本当に感謝いたします。

(大久保会長)

これは道東の方では話題になってるんですか？

(小瀬委員)

全然ないですね。これ、道の方から出されて、手掛けしていく形になると思うんですね。僕も自立支援協議会入ってますけど、そっちの方でも話題になっていないですね。

(大久保会長)

釧路ではどうですか？

(高谷委員)

市の方で手話の講習会というのを不定期で開催しているのと、要約筆記者の養成講座がスタートしてきています。今年市の方で、事業所だったり、障がい者雇用されている所等から希望があつたら出前講座をしている所です。

(大久保会長)

皆さん質問とかご意見とかございませんか。  
私、仕事では無いですが、例えば相談とかサービス管理責任者の研修の方にも関わってるんですけども、そこで、本来は全部手話通訳者をつけなきやいけないっていう論議になってくるんですけど、まずいないんですよね。そういう人が確保できない、と。できたとしても、公的な研修だけは非常に低額なんですけど、そうでないものすごい高額なんですね。それで、予算も何か間に合わないということで。実際にはこれをきちんと、いわゆる合理的配慮として入れ込むべきなんですが、人材もない、予算もないということで非常に苦慮しているんですね。現実が追い付いてない状況なんです。

ではよろしいですか。続きまして協議事項を行きます。「地域づくりガイドラインに係る見直しのたたき台について」ということで、事務局の方からお願ひいたします。

(2) 北海道障がい者の意思疎通の総合的な支援に関する条例及び北海道言語としての手話の認識の普及等に関する条例について

(障がい者保健福祉課制度グループ 三田地主査)

それでは、私の方から地域づくりガイドラインの話をさせていただきます。座って説明をさせていただきます。

資料の方なんですけれども、先ほど冒頭事務局から説明させていただきましたけれども、資料の横版の6と7が地域づくりガイドラインの、本体のたたき台が資料の6になりますて、資料の7というのがガイドラインの解説になるんですけれども、資料は参考資料としていただきます。それからあと参考資料1と2ということで、A4の物でコーディネーター部会、先月こちらの親会の部会の方を地域づくりガイドラインの検討部会としてした時にもらった、主な意見が参考資料1になります。そして参考資料2ということで、ガイドライ

ンとはというところと、スケジュールの部分ですね。それから、あと資料番号についてないんですけれども、A4の表裏と赤字で書いてある物と、ガイドラインの本体ということで、ちょっと資料を、たくさんあるんですけれども、使うのがガイドライン本体と資料番号のないA4の表裏の物が主に中心で、説明をさせていただきたいと思います。

まず、今回初めて加わっていただく方もいらっしゃるので、ガイドラインの入口的な話をさせていただきますと、地域づくりガイドラインっていうのは北海道の障がい者条例、北海道が持っている条例の中で市町村に地域づくりをしていただく上で、相談支援体制の確保だとかそういったところを整備していただく上で、市町村にやっていただくことが望ましいものを定めた物になっていて、条例では6つの項目があるんですけども、そちらの項目に沿った形で具体的に項目が示されていて、各項目ごとに市町村の目指す姿と、それを実現するための機能という作りになっております。

本体の地域づくりガイドラインなんですけども、スケジュール的な話をしますと、7月に、こちらで頂いた意見を踏まえて事務局で修正したものをパブリックコメントにかける予定としておりまして、そちらの方にかける前にこちらにご意見を頂くということになっております。

ガイドライン本体の方を見ていただきたいのですが、1ページに「相談支援体制の確保」ということで、こちらの方の機能が、「めざす姿」が1、2、3という風にありますと、その横に丸数字で欄が入っていて、「めざす姿」を実現するための機能ということでありますけれども、今回、「めざす姿」というのは当初から変わらない普遍的なものだということで、こちらの方を実現するための機能の部分を、昨年度から検討させていただいた計画ですとか、新たにできた施策なども具体的に盛り込んでいって、実現するための機能を充実させていくことでの検討しています。

増えた部分なんですが、まずIの「相談支援体制の確保」の部分では、1番目の「地域の中に、障がい者等のニーズをしっかりと受け止める仕組みがある。」という部分で、現在の機能は4つなんですが、ここを4つから8個に増やすことを、事務局案として検討しております。そして、2つ目の「障がい者等にとって気軽に利用でき、安心感が持てる相談窓口の機能が確保されている。」という「めざす姿」の部分が、現行の5つの機能を1つ増やすということで機能が5から6に増える、というような形で検討しております。

また、2ページの項目のIIということで、「ネットワークの構築（地域自立支援協議会の設置・運営）」の部分で、1番目の「個別支援から明らかとなった地域課題について検討し、解決に向けた取組みが行われている。」というところで、今の機能は、実現するための機能4つなんですが、こちらを7つに増やすということで検討しております。具体的な内容は後で説明しますが、とりあえず今ガイドラインの方で見ていただきたいと思います。

そして、2ページの下段のIIIということで、「障がい者や障がい者の支援に関する社会資源の実態把握」というところで、こちらの方の「めざす姿」の1つ目の部分が機能はこのまま変わらない予定なんですが、続きの2番目の「インフォーマルサービスを含む社会資源の把握」というところについては、機能を3つの機能から、7つに増やすということで検討しております。

続いて3ページをお開きいただいて、項目がIVの、「地域住民と関係者の連携」の部分、

「障がい者の支援体制の確保（地域コミュニティづくりの推進）」というところで、こちらは1番目の「めざす姿」の部分で「障がい及び障がい者に対する地域住民の理解促進に関する取組が行われている。」というところを、機能が今2つですが、こちらを4つということで、2つ増やす予定で検討しております。

今、増える部分を中心に説明をさせていただきました。具体的に増やす部分の機能なんですが、こちらでご協議いただきたいものとして、A4で赤字で書いてある両面の物をご覧ください。Iの「相談支援体制の確保」というところで、意思決定支援ということで条例が施行されたということもあるので、こちらの方に意思決定支援の項目の内容を入れ込もうと考えております、「相談支援体制の確保」のところで「めざす姿」1ということで、「地域の中に、障がいのある方等のニーズをしっかりと受け止める仕組みがある。」ということに2つの項目を入れ込もうということで考えております。そして、同じく「相談支援体制の確保」の3の部分で「障がい者等の生活を支える支援につながる個別支援が実施されている。」というところについても「チームアプローチの考え方による個別支援を行っている。」というところが、「めざす姿」を実現するための機能の①のところにあるんですけれども、「意思決定支援に配慮し」ということで、障がいのある方々が自分の決定に基づいた生活が送れるような形で個別支援を行っているということで、意思決定、自己決定をするという仕組みの部分をこちらに入れ込んだ形で検討しています。成年後見制度の関係もこちらに入れ込むことを考えておりまして、「相談支援体制の確保」の部分で、1の「ニーズを受け止める仕組みがある。」という部分で成年後見制度のいろんな取組の部分を、具体的な施策の成年後見制度という言葉を入れることを検討しております。

IIの「ネットワークの構築」、自立支援協議会の関係で、こちらは2ページの2番目の「ネットワークの構築」という部分ですが、こちらは「めざす姿」の1ということで、地域課題の検討と解決に向けた取組みというところの「めざす姿」を実現するための機能として、「利用しやすさとの調和を図り、安心して成年後見制度を利用できる環境を整備する。」ということで、地域の協議会等の活用という意味で盛り込むことを検討しております。続いて、地域生活支援拠点の部分ですが、こちらについても「相談支援体制の確保」と「ネットワークの構築」、「社会資源の実態把握」の部分に盛り込むことを検討しており、こちらについては、他の意思決定支援ですか成年後見制度もそうなんですけれども、いろんなところに各施策が出てきたり、ちょっと多すぎることもあるのかなというようなところも、ご意見を伺いたいと考えておりますので、よろしくお願ひいたします。コーディネーター部会でも、機能を増やすのをあまり多過ぎると見にくくなったり、かえってわかりにくくなったりするのではないかという意見もございましたので、そちらも含めてご検討をお願いしたいと思います。

そして、裏面なんですけれども、他の施策として新たに盛り込むものとして、「差別解消法」の部分と「医療を必要とする在宅の重度障がい者」の関係、それから「障がい児施策」、「意思疎通支援」ということで、それぞれの施策について各項目に機能を充実させるということで盛り込ませていただいております。

まず「差別解消法」については「社会資源の実態把握」の部分で、2ページの下段の部分の2の部分で、「インフォーマルサービスを含む社会資源についての把握・評価を行い、

関係者の共有する取組みが行われている。」という「めざす姿」を実現するための機能として、こちらの方に差別解消法支援地域協議会の設置に努めているということで、機能を盛り込む予定で考えております。

続いて「医療を必要とする在宅の重度障がい者」の関係につきましても、「ネットワークの構築」ということで自立支援協議会の設置・運営の部分で、こちらも同じく2ページ目の項目、上の上段の項目になるんですけれども、こちらの「めざす姿」が1の部分になりますして、「個別支援から明らかとなった地域課題について検討し、解決に向けた取組みが行われている。」という部分を実現していくための機能として、こちらも「重症心身障がい者や医療的ケアの必要な重度の障がいのある人への支援の推進を図るため、地域の協議会等の場を活用し、地域の実情の把握や、課題解決に向けた協議を行っている。」ということで、機能を入れ込むことを検討させていただいております。

そして「障がい児施策」の部分については、Ⅲ番の「社会資源の実態把握」というところで、こちらも2ページ目の下の項目の部分になるんですけれども、こちらの「めざす姿」の下の部分の「インフォーマルサービスを含む社会資源の把握・評価を行い、関係者で共有する取組が行われている。」というところを「めざす姿」というところで、こちらを実現するための機能ということで、2つの機能を盛り込むことを検討しております。具体的には、こちらの赤字で書いてある部分になっておりまして、「障がいのある子どもに対し、地域の保健、医療、障害福祉、保育、教育、就労支援等の関係機関が連携を図り、ライフステージに沿った切れ目ない支援を提供する体制を整備していく。」という機能の部分と、重度化、重複化、多様化に対応するための児童発達支援センターですか、それと同等の機能を有する市町村子どもも発達支援センターの専門機能の強化ですか、地域における中核的な施設としての機能を確保していくというところの機能を、こちらの方に盛り込むことを検討しております。そして「障がい児施策」としてはもう1つ入れ込むことを検討している部分がありまして、3ページになるんですけれども、「地域コミュニティづくりの推進」という項目のところで、「障がいおよび障がい者に対する地域住民の理解を促進する取組みが行われている。」というを目指す姿を実現するための機能として、「障がいのある子どもが、地域の保育、教育等の支援を受けて、障がいの有無にかかわらず、全ての児童が共に成長できるよう地域社会への参加や、抱擁を推進している。」という機能を盛り込むことを検討しております。

そして最後ですが、「意思疎通支援」の関係で、こちらも同じく「地域コミュニティづくりの推進」の部分で、1番目の「めざす姿」の部分で、地域住民の理解促進の取組の関係になりますが、この部分に、「意思疎通支援の手段が障がいのある人にとって多様にあることや、手話が言語であることについての住民理解が促進されるような機会をつくっている。情報保障のために障がいのある人に応じた配慮が必要であることについて住民理解が促進されるような機会をつくっている。」という機能を、盛り込むということで検討させていただいております。

こちらが盛り込む機能の主な部分になるんですけれども、あまり多く盛り込み過ぎると、ちょっと見にくいくらいという意見や、コーディネーター一部会の意見の中でもシンプルな方がいいという意見も出でたりしますので、ご協議をお願いしたいと思います。よろしくお願ひ

します。

(大久保会長)

はい、ありがとうございました。北海道の障がい者条例に基づいて、道庁がどういうことをとして欲しい、という希望を盛り込んだものがガイドラインだと思います。「めざす姿」を変えないけど機能について話をしたいなという所で、内容のボリュームがあると思いますが、何かご質問とかご意見、誰でも結構ですのでお願いします。

(市川委員)

よろしいですか。私、今回の新しいガイドラインしか見てないので、見当外れの事を言ってしまうかもしれません、私ども総合相談所では、身障手帳それから、知的障がい者等の療育手帳の判定等全部行ってるのですが、それで一番頭にある「障がいのある方」というのは、例えば身体障がい者や精神障がい者の場合にはそれぞれの法律で規定されているのですが、そういう「障がいのある方」というのは、どういう方を指しているのでしょうか。

(障がい者保健福祉課制度グループ 岩佐主幹)

障がいのある方の範囲なんですけども、「障がいのある方等」と言うのはですね。今、計画等の中では「障がい者」というのを「障がいのある方」と言い換てるんですけども、この中には子どもも含みます。あとはなどとすることで、その家族ということも含んで考えてまいります。ただ、事務局の中で議論があったのは、条例を受けての基本指針ということで、条例の中では「障がい者」ということで規定しているんですけれど、「障がい」っていうのは障害者基本法に基づく障がい者ですよ、と。障がい者の中には子どもも入るということで、要は、障がいのある方っていう風に条例を考えた時に、基本指針の中にわざわざ細かく分けて規定する必要があるかっていうのがちょっとありますて、事務局の中でも検討事項として上がってました。障がいのある方には障がい者、障がい児、その家族というのを含めて「障がいのある方等」という風に考えております。

(大久保会長)

いかがですか。

(市川委員)

要するに、対象としてる人はどういう方ですかっていう、何か定義等はあるんですかね。北海道障がい者条例になるんでしょうか。

(障がい者保健福祉課制度グループ 岩佐主幹)

そうですね、はい。

(市川委員)

我々の場合には身障法等で“その方を対象としている”と明記されています。その方を対象にして、その方のニーズをすくいあげましょうか、としている。施策としてはどのような対象者に限定されるのか、わかんないですよね。

(障がい者保健福祉課制度グループ 岩佐主幹)

障害者基本法に基づく障がいをお持ちの方です。障害者基本法ではかなり幅広になってまして、難病をお持ちの方ですとか、社会的障壁でお困りの方も含めての障がいという風になってますので、そういった方も全部含めるという形です。

(市川委員)

具体的な例を挙げますと、軽度、中等度の難聴児等、この方たちは身障者手帳の交付対象にならないんですけど、その場合も含めてという風に理解していいですね。

(障がい者保健福祉課制度グループ 岩佐主幹)

はい。

(市川委員)

身障手帳にも書いてある、身障法にも書いてあるんですけど、身体障がい者とは身障手帳を持っている人となっていますが、解釈はもっと広く取っていいということでよろしいですか。

(障がい者保健福祉課制度グループ 岩佐主幹)

はい。

(大久保会長)

他にご質問とかございませんか。

(永井委員)

すみません、全部見てないので断片的な質問になってしまふのかもしれないんですけど、まず1つ目に、資料6を見ながらになりますが、修正意見になっております、最初の1ページにあります新たな機能の②番なんですけれども、「障がいのある人や障がいのある子どもが、どこに住んでいても、自らの決定に基づき、身近な地域で日常生活又は社会生活を営むことのできる仕組みがある。」っていう「どこに住んでいても」「身近な地域で」というところが、ちょっと繋がりと言うか意味がわかりにくいと思いましたことと、ここでのポイントは、もし「自らの決定に基づき」「生活を営む」ということにあるのであれば、②番はあえて立てず⑥番と一緒にしてもいいのかなという風に思いました。で、⑥番に「自己決定に困難を抱える」ということが最初に書いてありますが、これも要るのかどうか、「障がいのある人や障がいのある子どもが」ということでよいのではないかという気がしたこともあり、そうしましたら、②番とまとめてもいいのかなという思いです。

おな  
それから同じく1ページの③番ですが、2行目「相談することができない」の「相談」  
が抜けてるかなということがありました。こちらはどうでしょう。

おな  
それから、2ページ⑧番、これも新たな追加項目なんですが、地域生活支援拠点の導入  
にあたっての新たな項目ということで、意義がとてもよく理解できるんですけれども、これ  
を「相談支援体制の確保」というところの中に入れた意図っていうのを、一つ追加で教えて  
いただけたらありがたいなと思います。

おおくほかいちょう  
(大久保会長)

しゃもん  
じゃあ、その質問のところをまず、意思決定支援のところちょっと重複してあるかもしれないですが、それはどうでしょうかということだったんですが、そこまでどうでしょう。

しょう しやほけん ふくしかせいいど  
(障がい者保健福祉課制度グループ 三田地主査)

さいご はなし ちいきせいかつしえんきょてん はなし  
まず最後の話の、地域生活支援拠点の話で⑧、2ページのところに、2ページの下段の  
ところのこれを「相談支援体制の確保」に入れた意図というところなんですけれども、地域  
せいかつしえんきょてん きのう なか そだんしえんきのう  
生活支援拠点の機能の中で相談支援機能っていう部分が割と重要な部分になっておりまし  
て、そういうところをこの「相談支援体制の確保」っていうガイドラインの部分に入れ込  
むというところが、意図としてはまずあったというところがございます。最初こういう姿  
ではなかったんですけども、コーディネーター部会の中で、いろいろな「拠点」っていう  
ことばつかひ なか ひょうげん きのう なに せつめい  
言葉を使うよりいろいろなこういった表現で機能や何かの説明をするような形で、地域  
せいかつしえんきょてん ことばつかひ ひょうげん ほう  
生活支援拠点という言葉を使わずにこういった表現にした方がいいのではないかということ  
とで、こちらの方に入れさせていただいたところでございます。

ながいいいん  
(永井委員)

せいひほうしん けんとう  
めざすべき整備方針の検討とか、それから中・長期的なモニタリングとかも含んだ内容に  
なっていますが、それも含めて地域の支援体制の中に組み込んでいくということを意図と  
したのでしょうか。

しょう しやほけん ふくしかせいいど  
(障がい者保健福祉課制度グループ 三田地主査)

そうですね。

しょう しやほけん ふくしかせいいど  
(障がい者保健福祉課制度グループ 岩佐主幹)

ちょっとよろしいですか。

おおくほかいちょう  
(大久保会長)

はい。

しょう しやほけん ふくしかせいいど  
(障がい者保健福祉課制度グループ 岩佐主幹)

地域生活支援拠点なんですが、これがあちこちの項目で出てくるというのについて、そのちょっと意図を説明させていただきたいんですけど。北海道では、札幌市なんかは札幌市の中に社会資源がたくさんあって札幌市内でカバーできるんですけど、道内地域に行きますと、前の市町村の中でいろんな機能を確保するのは難しいということで、北海道は面的整備を進めていくという風に思っております。面的整備っていうのは、管内市町村と連携するなりしていろんな機能を作っていくことでやっていますけども、そういった意味で連携ですか、地域生活支援拠点に求められているのは、障がいのある方の相談をきちんと受けられるか、あとは、緊急時の相談ちゃんと対応できるか、あとは、ネットワークを構築するために、例えば自分の町に何が足りないんだろうという風に検討していく中で、地域自立支援協議会だとか既存の取組を使って検討していく必要があるだろうか、そういういろいろな要素がありましたので、そういうのを要素に、ちょっと地域生活支援拠点を色々入れさせてもらったんですけども、さすがに部会の中で出たのは、地域生活支援拠点をやるためのガイドラインに見えるという話になりますて、これもかなり整理させてもらつたんですけども、まだちょっとこういった形になっている。果たして、先ほど「相談支援体制の確保」というところで②を⑥に入れちゃっていいんじゃないかという話もありまして、それ意見として伺いたいと思うんですけども、相談支援拠点が、地域生活支援拠点もここまでこういった項目必要があるかな、とかそういう意見もあれば、今回ちょっと伺って今後の事務局の参考にさせていただきます。

(永井委員)

内容としてはとてもいいんですけど、すごくハードルが、相談支援のところのハードルが高いなという風なイメージがあったので、なくして欲しいという意味合いでなかったんですけども、ちょっと、今のように入れている方針とかが明確である方がわかりやすいかなと思います。

(大久保会長)

はい、ありがとうございます。何か質問や意見はございませんか。はい。

( 委員)

全体的な表現として、「障がいのある方」「障がいのある人」「障がい者」がまだ混同している風に見えます。ただ、その「障がいのある人」っていうのが子どもを定義した時に「人」っていう表現を使っているように見えるんですけど、そうじゃない状況でも使ったりして、やっぱりこう何と言うか統一感がないんですけども、「障がい者」という言葉を使わないのであれば、もう「人」か「方」に統一した方がいいのかなと思います。

あと、スケジュール感はどのようになっているのでしょうか。

(大久保会長)

はい、スケジュールのことを。

(障がい者保健福祉課制度グループ 岩佐主幹)

スケジュールは参考資料2の後ろの最後のところになるんですけども、その裏面にスケジュールを載せてあります。今日6月で北海道立支援協議会1回目を開催していただいておりますが、今日はいろいろご意見を頂けると思うんですけども、その意見を踏まえまして、また事務局の方で中身を精査させていただいて、見直すことになるんですけども、それを踏まえて、7月のパブリックコメントに向けて見直しを行いたいと思っています。今日頂いた、意見については会長に一度見ていただいて了解を得た上で、パブリックコメントにかけていきたいと思うんですけども、その前に委員の皆様にも資料をお送らさせていただいて、パブリックコメントと同時のタイミングになるかもしれないんですけども、それを見ていただいてまたちょっとメール等、電話等でご意見を頂ければという風に思っています。

今日、本当は事前に1週間くらい前に資料をお送りさせていただいて、じっくり見ていただく必要があったと思うんですけど、たいへん申し訳なく、ちょっとそういう風にはできませんでした。今日お配りさせていただきましたので持ち帰っていただきまして、また何か追加でお気づきの点があればご意見をお寄せいただければという風にしたいと思います。

(大久保会長)

非常に時間がないみたいなんですよね。ですので、今日大事なことは確認していただければいいですし、もし難しければ、事務局の方にいろいろなご意見をたくさんいただければと思いますので。今までの中のご意見やご質問ありますか。

(永井委員)

気がついてることだけ言ってもいいですか。すみません。資料6ですが4ページの「めざす姿」3番で「障がい者等」を「障がいのある人等」に変えただけですが、そもそも「障がいのある人等の生活を支える支援につながる個別支援が実施されている。」という言葉の意味がちょっとわかりにくいと思ったんで、ご説明を頂きたいということと、あと7ページですけれども、7ページ修正案の⑦のところですけれども、「利用しやすさとの調和を図り」っていうことですが、これは成年後見制度の利用しやすさの事があるかなという風に思うのですが、何の「利用しやすさ」なのかわからないので、言葉を足して欲しいなという風に思いました。はい、以上です。

(大久保会長)

はい、ありがとうございます。事務局から何かありますでしょうか。

(障がい者保健福祉課制度グループ 三田地主査)

4ページ目の「めざす姿」の個別支援の部分なんですけれども、こちらはイメージとし

では相談支援事業所ですとか、そういったところの個別支援会議みたいなところでいろいろなチームを組んでやっている仕組みがあるですか、そういったところが意図としてはありますて、協議会の中でもケース診断会議ですか、そういったものがあるかと思うんですけど、そういった仕組みが地域にあるっていうところを「めざす姿」ということです。

(永井委員)

イメージはちゃんと伝わるんですけど、「障がいのある人等の生活を支える」趣旨、「支援体制につながる」とかなんでしょうか、何か「支援」と「個別支援」が別で出てくるので個別支援は支援とは別なのかみたいな、個別支援からして支援じゃないのかなっていう風なことを思ったりするので、ちょっと私が気にし過ぎかもしれません、何か言葉の使い分けが逆に紛らわしさにつながってるかな、という意味合いでした。

(大久保会長)

たぶん何か、障がいのある方を一緒にたにするんじゃないよと、ちゃんと一人ひとりに合わせてやんなきやだめだよね、てことを言いたかったんではないでしょうか。「個別支援」って言葉になってしまふと思いませんが。

(大久保会長)

ほかに気がついたこととかございますか。

( 委員)

⑤番の「障がいの重度化や高齢化などにおいても」というところに違和感を感じました。何を指してるのが伝わらないんじゃないかと思います。⑥番の「重症心身障がいや」の後、重症心身障がい「のある人」ってつながると思うんですけど、これも最後に「ある人」になってるので「心身障がいのある人や」の方がいいかなと思いました。それとすみません、「地域の協議会」って言い直してるんですけど、協議会って言うとばらつとした印象になって、たぶん名前がいろいろ違ったりするのかなという気はしました。地域の協議会って言うと何か漠然過ぎると言うか、何を指すのかが、たぶん自立支援協議会を中心としたそれに類似したものみたいなイメージなのかなと思うんですけど、ちょっと表現としてどうかなと思いました。

(大久保会長)

事務局からいいですか。ちょっとコーディネーター一部会でも意見があったんですけど、公的には今「協議会」っていう言葉しか無いんです。「自立支援協議会」っていう言葉もないし、「地域自立支援」もなくなっちゃった。本当にただ「協議会」しか現状はないので、表現に困ったのかな、と思いました。

はい、ありがとうございます。色々ありますね。その他いかがでしょう。

最終的には、これは市町村がこれを見てこうだなって、わかるような物でないと意味が

ほつかいどう い かくけんいき も い しちょうそん  
ないので。北海道で言うと、各圏域のコーディネーターさんがこれを持って行って、市町村  
うなが ふう とき しじん も い しちょうそん  
に促しをするっていう風になる時に指針になるので、その兼ね合いもありますよね。わから  
りやすかったり、あまりハードルが高いと引いてしまわれたりするとか、道との兼ね合いが  
むづか しじょうそん ほう ぜんてい つく  
難しいかな、と。あくまでも、市町村の方に読んでいただくということが前提で作られた  
ものですから。いかがですか。よろしいですかね。どうぞ。

(障がい者保健福祉課制度グループ 岩佐主幹)

さき ま かえ いけん いただ はなし らいしゅうきんようび  
先ほど、持ち帰っていただいて意見を頂きたいという話をしたんですけど、来週金曜日  
の15日ぐらいまでに意見を頂くのはいかがでしょうか。

(大久保会長)

らいしゅうきんようび  
来週金曜日まで。そこまでだったら、いろいろ意見を盛り込めるということですね。

(障がい者保健福祉課制度グループ 岩佐主幹)

ことば ひょうげん とういつかん なん  
言葉の表現おかしいですか、統一感がないとか何でもいいので、はい。

(大久保会長)

みんな いけん ねが  
では、ぜひ皆さん、ご意見をお願いします。それではじやあ、これについてはこれでよろ  
しいでしようかね。

ほかみな なに いいん みな ほう なに き ぎもん  
その他皆さん、何か委員の皆さんの方から、何か聞きたいことや疑問などございませんか。  
はい。

(中田委員)

きょう く しりょう はいけん きょう  
今日来るまで資料もなかったのでホームページを拝見したんですけども、今日のことは  
たしか の さくねんど かいさいぶん か いいん めいぼ ねんまえ  
確かに載ってたんですけども、昨年度の開催分が書かれてまして、委員の名簿まで2年前  
のだったんで早急に直して欲しいです。

(大久保会長)

なお いただ おも  
すみません。はい。そこはぜひ直して頂ければと思います。

(障がい者保健福祉課制度グループ 岩佐主幹)

はい。

(大久保会長)

なに じむきょく ほう なに  
何かありませんか。ございませんか。はい。事務局の方から何かあるでしょうか。

(障がい者保健福祉課制度グループ 岩佐主幹)

じかい かいさい じき がつげじゅんころ がつげじゅんころ そうてい  
はい。次回の開催時期なんですけども、8月下旬頃から9月下旬頃を想定しております。  
てもと につけいちょうせいひょう くば きにゅう じむきょく ほう わたし  
お手元に日程調整表をお配りしておりますので、ご記入いただきまして事務局の方に渡し

ていただければと思います。もし、今日わからないっていう方であれば、後日頂ければと  
思います。よろしくお願ひいたします。

(大久保会長)

それじゃ、以上をもちまして会議が終了いたしました。ありがとうございました。それ  
では、事務局に進行をお返しします。

(障がい者保健福祉課制度グループ 岩佐主幹)

大久保会長、ありがとうございました。以上で、第1回北海道自立支援協議会を終了いたしました。